

電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会
ワーキンググループ（第6回）議事要旨

1. 日時

平成30年3月1日（木）11:30～12:15

2. 場所

総務省10階1002会議室

3. 出席者

(1) 構成員

宍戸主査、森主査代理、木村孝構成員、小山構成員、齋藤構成員、鎮目構成員、丸橋構成員

(2) 総務省

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、大村消費者行政第二課長、木村サイバーセキュリティ課長、岡本消費者行政第二課企画官、内藤消費者行政第二課企画官、富岡消費者行政第二課課長補佐、澤谷サイバーセキュリティ課課長補佐

4. 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

① 開催要綱（案）について

事務局から、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会ワーキンググループ 開催要綱（案）」について説明が行われ、案のとおり了承された。

② 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への対処に関する課題についての検討」について

事務局から、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への対処に関する

課題についての検討」について説明が行われた。

主なやり取りは以下のとおり。

- ・ 利用者の特定について、IP アドレスとタイムスタンプを利用するとされているが、発信元のポート番号も利用者を特定する情報として必要。
- ・ 包括的同意の議論があるが、前提として、利用者本人にメリットがあること、また、通信の秘密の内容が機械的、自動的に必要最小限に取得されプライバシーの侵害の程度が相対的に低いことが必要。
- ・ IoT 端末に関してオプトアウトが一般的に可能かということについては、議論の必要があるものと思料。方法論としては良いと考えるが、効果があるかについては議論の余地がある。正当業務行為とする場合の、蓋然性が高いとする判断については、いつ攻撃が起こるかわからないが実績がある、という点をどうとらえるのかが論点であると思料。
- ・ オプトアウトの手法について、家庭内にあるブロードバンドルータ等に係るDNSサーバの設定を変更することでオプトアウトは可能と思料。
- ・ 3頁の注意喚起の場合、マルウェアに感染している可能性は高いが、大きな影響が無いことから放置する利用者も出てくる可能性がある。他方、それらの端末が通信ネットワークに大きな負担をかけることも懸念される。このため、まずは事前の包括同意によって注意喚起し、事前の包括同意が得られない利用者について、当該利用者の端末が通信ネットワークに大きな負担をかけるような場合、正当業務行為の考え方から注意喚起するという二段構えの考え方が良いと思料。
- ・ 現在の電気通信事業法における正当業務行為の解釈は、ネットワーク又はサービスを担保するというものであり、一般的な社会全体の公共の利益

のためというものは考えられていないと思料。

- ・ 過去にネットワークに支障を生じさせた端末やC & Cサーバとの通信を繰り返し行っているものについて、正当業務行為として注意喚起することは認められるものと思料。
- ・ どのようなマルウェアであれば正当業務行為の範囲として認められるのかという検討も重要。
- ・ 4頁の取組は、正当業務行為の観点からは、必要性や緊急性が低いものと思料。
- ・ 4頁について、ユーザにとってリスクが多少小さくとも、端末がC & Cサーバと通信している可能性があれば、調査の上で注意喚起することを希望されると考えられることから、包括同意で整理可能と思料。
- ・ 結果として利用者の利益になることをもって事前の包括同意を認めると、スキームが悪用されるおそれがあり、それが利用者の不信を招くことも考えられるので、丁寧な説明をした方が良い。また、C & Cサーバの検知のために取得した情報の中には、正当な端末の機能としての通信も含まれることから、正当な通信に関する情報については削除するということがあわせて説明することが必要。
- ・ 個別同意が原則であり、包括同意は踏み込んだ考え方。このため、利用者の同意が推定される部分をさらに緩和することについては、少し慎重になるべき。

(3) 閉会

(以上)